

議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和 3 年度第 9 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 11 番 森谷委員さん、第 12 番 高野委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から今日までの日程行事について報告いたします。11 月 29 日、農業委員会活動推進フォーラムが昭島市で開催されました。12 月 1 日国会議員との意見交換会が開催され、加藤会長に行ってくださいました。12 月 14 日生産緑地追加指定現地調査に、加藤会長、川口副会長に現地に行ってくださいました。12 月 27 日、本日植樹式を行いました。皆さんお疲れさまでした。報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6 件を上程いたします。

整理番号 1 番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 7 番 梅田です。

整理番号 1 番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

これに関しまして農業経営の継続に関する調査を 12 月 17 日、本人

不在のもと、事務局 2 名と調査を行いました。

お茶畑と苗木の管理はよくされております。

南側の歩道に面した所は、雑草が少しありゴミが不法投棄されておりましたので、指導をいたしました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号 2 番について鈴木清さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 1 3 番 鈴木です。

整理番号 2 番について説明します。

1 2 月 1 6 日、申請人立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

自宅の目の前にある一団の棟です。現在は畑の西側半分には、大根、ネギ、玉ねぎが栽培されておりました。東側には、梅の剪定箱が積まれておりましたが、この後整理して来週の作付をするとのことでした。

イノシシ等の獣害がひどくて金属の網に変えましたが被害を受けているとのことでした。

のほうに看板があるのですが、近々移設するとのことでした。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号 3 番について、福島委員さんが不在で後で来るとのことなので、整理番号 4 番について、新井委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 新井です。

整理番号4番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

12月13日、本人立会いの下、調査を行いました。

場所は本人の宅地の前の畑で、道路の真向かいにあります。

大根、ネギ、ほうれん草など植えていまして、きれいに耕作されてい
ました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号5番6番について、鈴木信義委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 鈴木信義です。

12月17日、事務局立会いの下、現地調査を行いました。

整理番号5番について説明します。

申請者住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑 面積

地番、地目畑、面積

にある畑です。サツマイモの収穫を終え、北側にブロッコリー
が栽培されています。残りの畑には、温室が一棟立っていて、パンジー、
ユリアン、アリッサムの苗が栽培されていました。空いているところに

は、榊が植栽されていきました。それ以外の空いているところには、土が置かれていきました。この場所は許可が下り次第、温室を一棟立てる予定だそうです。

整理番号 6 番について説明します。

申請者住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

にある畑です。現在は市民農園として活用されています。

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は の東側です。ここには、オガワ、マツ、ドウガンツツジが植栽されていきました。全体的には、伐採後の枯れ木が寝かされておりましたが、もう少し小さくなったら耕うんし、苗木を植栽する予定とのことです。よろしくご審議をお願いします。

議長

今まででご質疑ありますでしょうか。

事務局

補足ですが、1 番の さんの農地で管理が不十分であったということなのですが、事務局の方から後日、しっかり指導の方をさせていただきます。

議長

他にご質疑ありますでしょうか。

ないようですので、1 番 2 番 4 番 5 番について採決を取りたいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 3 名]

13名により可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和3年7月12日に死亡されたため、相続人である、 さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、12月15日に森田委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、森田委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号6番 森田です。

整理番号1番について説明します。

先ほど事務局の方から説明がありました さんですが、現在畑

の北側には梅の木が半分ありまして、残りは冬野菜が作っており、白菜、ネギ、大根等の野菜が適正に管理されて栽培されておりました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

挙手 12名により、可決されました。
議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和3年4月1日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、12月15日に石川委員さんで行いまして、証明す

ることについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、石川委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号5番 石川です。

整理番号1番について説明します。

畑の現状ですが、ネギが栽培されている畑もありましたが、収穫後ということで、ほとんどの畑があいている状態で、耕うんされてきれいになっていました。今後栽培される予定を本人に聞いていませんが、毎年野菜を作っているのでも春には何か植え付けをしたいと思います。一か所栗畑がありましたが、草刈りがしっかりされており管理されていることが確認されました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

挙手13名により、可決されました。

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

福島委員さんが戻られましたので、議案第1号、整理番号3番についてよろしく願いいたします。

委員

推進委員 福島です。

2月13日、本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請者住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は一団の畑になっておりまして、半分以上が果樹、梅と柿が植えられています。一部、春菊、のらぼう、白菜など植えられており、雑草もなく耕うんされておりました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号3番について、福島委員さんの補足説明は何かございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

挙手 13名により、可決されました。

議長

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」5件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」5件を御説明いたします。議案の4ページを御覧ください。

整理番号1番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さん、 さんへの農業後継者への贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール(3,000㎡)以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその世帯員等が耕作の事業に供すべき農地は、合計30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、

地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、
植木や玉ねぎの栽培を行う計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な
利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満
たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、12月15日に石川委員さんで行いまして、調
査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号2番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの農業後継者へ
の贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理
由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るため、“農地法第3条第2項各号”
に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙2》の調
査書を御覧ください。

許可要件につきましては、先ほど申し上げたとおりとなります。この案件につき
ましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たして
いると判断致しました。

なお、本案件について譲受人は植木を栽培する計画です。

また、現地調査についても、同様です。

次に、整理番号3番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの農業後継
者への贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理
由を読み上げ》

本案件についても、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙3》の調査書を御覧ください。

この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、本案件についても譲受人は植木を栽培する計画です。

また、現地調査についても、同様です。

次に、整理番号4番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの農業後継者への贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙4》の調査書を御覧ください。

この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、本案件についても譲受人は植木を栽培する計画です。

また、現地調査についても、同様です。

次に、整理番号5番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの農業後継者への贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙5》の調査書を御覧ください。

この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、本案件についても譲受人は植木およびサツマイモを栽培する計画です。
また、現地調査についても、同様です。
以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番から5番について、石川委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号5番 石川です。

整理番号1番から5番について補足説明いたします。

12月15日、事務局2名と申請人5名のうち さん立会い
の下、現地調査を行いました。

1番から5番の畑は一団の畑で植木畑です。 さんの農業経営
は、植木を中心に野菜と米を栽培していますが、近年、植木の売れ行きが悪く、野菜の生産に力を入れているとのこと。このまま植木業界が悪いままだったら、この畑もいずれも野菜畑になるかなとお話しされていました。でも本人いわく、もう少し植木で頑張りたいと話していました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員

質疑1 鈴木です。

整理番号3番4番、譲受人が学生兼農業となっていますが、学生で150日農業従事というのは、どのような判断なのでしょう。

事務局

申請書には二人とも、100日として記載されているのですが、世帯員等として、 さんと さんが150日以上作業に従事す

ると見込まれているので、世帯員等として農作業従事者の要件を満たしているという判断をしました。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手 13 名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」5件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の5ページを御覧ください。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第5号 別紙1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は、令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また【議案5別紙3】作付計画書を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、サツマイモや枝豆などの露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、12月15日に石川委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、石川委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号5番 石川です。

整理番号1番について補足説明させていただきます。

この畑はすでに耕うんがしてあり、きれいな状態でしたが、以前は植木が数本植えてあり草畑でした。そのため地面が固く栄養分も少ないため、サツマイモ、枝豆などを作付けするまでの間、何回かに分けて緑肥を入れて耕うんを繰り返し土壌改良をすると話していました。

さんは新規就農者の方ですが、今はマルシェを中心に販売をしており、今後販売先を新規開拓し、畑の方も、もう少し増やしていきたいと話していました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用お地利用集積計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決いた

しました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

議長

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、4件で1ページに記載された通りです。

議長

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、2件で2ページに記載されたとおりです。

議長

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、20件で3ページから7ページに記載されたとおりです。

議長

次に「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、1件で8ページに記載されたとおりです。

議長

次に「耕作証明書について」は、2件で9ページに記載されたとおりです。

議長

次に「租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定による証明について」は、1件で10ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

委員

質疑 1

議席番号 1 2 番 高野です。

公衆用道路、どのような状況なのか。

事務局

現況がすでに市道、都道となっているのですが、地目として残っているので現況に合わせて地目を変えるために、届け出を提出していただいたという形になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 3 時 3 0 分から開会いたします。